

# 令和元年度 受験要件について

〈対象者〉

## 【受験要件】

- 次の第1号および第2号に従事（要援護者に対する直接的な対人援助業務）した期間が通算して5年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上である者

### 法定資格保有者

次の法定資格を有する者が、その資格に基づき従事（要援護者に対する直接的な対人援助業務）した期間

第1号

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

※第1号（法定資格保有者）に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間および従事日数は、免許の登録の日以降が算定されます。

第2号

### 相談援助に従事する者

[別紙1 相談援助業務に従事する者の範囲](#)に掲げる相談業務に従事した期間  
(上記をクリックするとpdfファイルが開きます)

※第1号法定資格の有無は問いません。

## 【実務経験の考え方等について】

- 1 いずれの区分においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。  
※法定資格を有していても、教育・研究・事務・営業販売等の業務は算定できません
- 2 提出された実務経験証明書により受験要件を審査します。  
※提出された実務経験証明書で受験要件が確認できない場合は、法定資格に基づく業務であることがわかる書類、また施設・事業所の概要等が分かる書類など追加書類を求める場合があります。
- 3 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。
- 4 第1・2号の受験要件をそれぞれ合算（重複期間を除く）して、通算5年以上かつ900日以上の実務経験があれば該当になります。また、複数の勤務先の実務経験を合算して、通算5年以上900日以上になる場合は、勤務先ごとの実務経験証明書の提出が必要です。
- 5 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書等により証明することも可能な場合があります。